真鶴町有害鳥獣農業被害防止対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農作物の安定生産を図るため、有害鳥獣被害防除用資材を購入することに対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、真鶴町補助金の交付等に関する規則（令和２年真鶴町規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　町内に在住する者

(２)　町内において経営耕地面積が10a以上の農業を営む者又は町内におけ

る農産物販売金額が年間15万円以上である者

(３)　町税等の滞納がない者

(４)　その他町長が特に認める者

２　補助金の交付は、年度内につき１回を限度とする。

（補助対象品目）

第３条　補助金の交付対象となる有害鳥獣被害防除用資材（以下「補助対象品目」という。）は、次に該当するものとする。

(１)　防護柵（ワイヤーメッシュ柵、金網等）

(２)　電気柵

(３)　防鳥ネット

(４)　センサーカメラ

(５)　その他町長が特に必要と認めたもの

（補助金額）

第４条　補助金の額は補助対象品目の購入経費の２分の１以内とし、25,000円を限度額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、真鶴町有害鳥獣農業被害防止対策補助金申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　実施計画書（第２号様式）

(２)　耕作地の位置図

(３)　見積書又はこれに代わるもの

(４)　その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　町長は、補助金の交付を決定したときは、真鶴町有害鳥獣農業被害防止対策補助金交付決定通知書 (第３号様式)により、補助金の交付申請した者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助対象者は、補助対象品目の購入を完了した際には、速やかに実績報告書(第４号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　領収書又はこれに代わるものの写し

(２)　購入した資材の写真

(３)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、真鶴町有害鳥獣農業被害防止対策補助金交付額確定通知書（第５号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　補助対象者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、真鶴町有害鳥獣農業被害防止対策補助金交付請求書（第６号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還請求）

第10条　町長は、交付決定者がこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、真鶴町有害鳥獣農業被害防止対策補助金交付決定取消通知書（第７号様式）により、交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。